

# お知らせ

就職、退職などに伴う

## 国民年金の手続き

就職、退職などにより、国民年金の手続きが必要な場合があります。就職により厚生年金保険や共済組合に加入した方が、国民年金の資格を喪失する手続きは不要です。退職により厚生年金保険や共済組合の資格を喪失した場合、退職日の翌日から国民年金に加入する手続きが必要です。手続きの際は、年金手帳と資格喪失証明書など退職日の分かる書類をお持ちください。

また、厚生年金保険や共済組合に加入している方に扶養されている60歳未満の配偶者は、次の場合に国民年金の手続きが必要です。①扶養

している方が退職した時②扶養している方が65歳以上で、老齢による年金を受け取ることができるようになった時③扶養されている方が扶養されなくなった時

※毎年4月は窓口が混雑し、お待ちいただくことがありますので、ご了承ください。

☎保険年金課 ☎724・2127

ご利用ください

## 空家アドバイザー派遣

市では、空家対策の一環として、建築士に無料で相談できる空家アドバイザーを市内に派遣しています。

☎市内に空家を所有している方、今後空家になる可能性のある家屋を所有している方、町内会・自治会の方、空家活用希望者等

※詳細は町田市ホームページをご覧ください。

☎電話で住宅課 ☎724・4269)へ。

## 東京家政学院大学のテニスコートを貸し出しています

同大学のテニスコート(2面・砂入り人工芝)を、近くにお住まいの方へ貸し出しています。利用には団体登録が必要です。

☎成人を代表とした、相原町・小山町・小山ヶ丘に在住の方を半数以上含む、5人以上でスポーツ保険に加入できる団体

☎登録申請書(スポーツ振興課[市庁舎10階]で配布、町田市ホームページでダウンロードも可)に記入し、郵送(1人申請の場合は返信用140円切手、2人申請の場合は返信用210円切手を同封)でスポーツ振興課へ。

※後日登録証を送付します。

### 【団体登録後の利用方法】

開放時間等の詳細は、町田市ホームページをご覧ください。

☎土・日曜日(除外日も有り)

☎東京家政学院大学(相原町)

☎往復ハガキに必要事項を明記し、利用を希望する月の前月10日まで

(消印有効)にスポーツ振興課(〒194-8520、森野2-2-22)へ。

☎スポーツ振興課 ☎724・4036

# 催し・講座

参加の際は、検温・手洗い・マスク着用などの感染症対策をお願いします。

## ダンボールコンポスト講習会

ダンボールコンポスト1セット(幅37cm、奥行33cm、高さ32cm、重さ約7kg)をお持ち帰りいただけます。※講習会を受講したことがある方は申し込みできません。

☎市内在住の方

☎①4月19日(月)②4月22日(木)、午後2時30分～午後4時

☎市庁舎

☎定各14人(申し込み順)

☎4月2日正午～11日にイベントダイヤル(☎724・5656)またはイベシスコード①210402A②210402Bへ。

☎3R推進課 ☎797・0530

## 町田市の無料学習支援受講者を募集します

まこちゃん教室及びわくわく教室では、基礎学力や学習習慣の定着を目指した学習支援を行っています。また、進学や将来の夢を考えるきっかけとなる課外授業も実施しています。

☎申請書を4月30日まで(消印有

効)に、直接または郵送で下表の申し込み先に提出。

※申請書は、子ども家庭支援センター及び生活援護課で配布します(町田市ホームページ、まちだ子育てサイトでダウンロードも可)。

コース名	対象	場所	定員(選考)	申し込み・問い合わせ先
まこちゃん教室(リモートコース) ※オンラインによる遠隔学習	ひとり親家庭=児童扶養手当を全額受給している世帯(生活保護受給世帯を除く)の小学4年生～中学2年生	受講者の自宅(保護者の在宅時に限る)	10人程度	子ども家庭支援センター(市庁舎2階) ☎724・4419
まこちゃん教室 火曜日コース	養育家庭=市内在住の養育家庭に預けられた小学4～6年生	健康福祉会館	40人程度	
わくわく教室 水曜日コース	次のいずれかの要件に該当する方 ①児童扶養手当を全額受給している世帯の小学4年生～中学生	わくわくプラザ町田	各25人	生活援護課(市庁舎1階) ☎724・4013
わくわく教室 金曜日コース	②生活援護課から塾代補助を受けていない生活保護受給世帯の小学4年生～中学生			

一般公開を開始しました

## 国史跡高ヶ坂石器時代遺跡(八幡平遺跡)

☎生涯学習総務課 ☎724・2554

史跡公園として整備を進めている国史跡高ヶ坂石器時代遺跡(八幡平遺跡)の一般公開を開始しました。高ヶ坂石器時代遺跡は牟場遺跡・稲荷山遺跡・八幡平遺跡の3地点から構成され、1925(大正14)年に日本で初めて縄文時代の敷石

住居跡が発見された遺跡です。八幡平遺跡では、再現された敷石住居跡(縄文時代)を間近に見ることができます。

※所在地等の詳細は町田市ホームページをご覧ください。



整備された入り口



## 後期高齢者医療保険料軽減割合が見直されました

☎個別の相談・個人情報を含むこと=保険年金課 ☎724・2144、  
☎制度のこと=広域連合お問合せセンター ☎0570・086・519 (IP電話、PHSの方は ☎03・3222・4496)

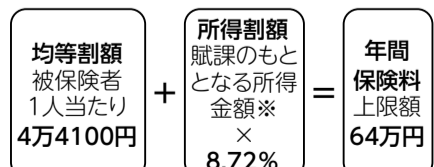
保険料は、病気やケガをしたときの医療費などの支払いに充てるため、医療費総額の一定割合を被保険者の方に納めていただくものです。

保険料率は2年ごとに見直され、都内で均一となります。なお、今年度は表1のとおり保険料の軽減割合が見直されました。

※所得の低い方には、保険料の軽減を実施しています(軽減の適用には所得の申告が必要となる場合有り)。

### 【2020・2021年度の保険料率】

2020年度から均等割額、所得割率に変更はありません。



※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2400万円以下の場合43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除し

ません)。

### 【均等割額の軽減】

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています(表1参照)。

### 表1 均等割額の軽減の概要

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円 + (年金または給与所得者の合計数-1)×10万円以下	7割
43万円 + (年金または給与所得者の合計数-1)×10万円 + (28.5万円×被保険者の数)以下	5割
43万円 + (年金または給与所得者の合計数-1)×10万円 + (52万円×被保険者の数)以下	2割

※65歳以上(2021年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。ただし、この15万円(高齢者特別控除額)は所得割額の計算では適用されません。  
※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯

主の所得は軽減を判定する対象となります。※世帯の判定は毎年度4月1日時点(年度の途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)で行います。

### 【所得割額の軽減(東京都後期高齢者医療広域連合独自の政策)】

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。なお、2020年度から変更はありません(表2参照)。

### 表2 所得割額の軽減の概要

賦課のもととなる所得金額(年金収入のみの場合の年金収入額)	軽減割合
15万円(年金収入168万円)以下	50%
20万円(年金収入173万円)以下	25%

### 【被扶養者だった方の軽減】

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)の被扶養者だった方の均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額は当面の間かかりません。なお、低所得による均等

割額の軽減(表1)に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

### 【保険料の納め方について】

次の2つの条件を満たした場合、一定期間、全員が普通徴収(納付書による納付)となります。①75歳になった方または65～74歳で一定の障がいがあると広域連合から認定された方②上記①の資格を有し、他の区市町村から転入された方

その後、公的年金の受給額が月額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回当たりに受け取る年金額の2分の1以下の方は、特別徴収(公的年金から天引き)に自動的に切り替わります。

特別徴収の対象とならない方は、普通徴収(納付書による納付)または手続きにより「口座振替」による納付が可能です。

※国民健康保険料(税)の口座振替は引き継がれません。改めて口座振替の申し込み手続きが必要です。詳細はお問い合わせください。